

2026年1月から、退職金を受け取る際の課税ルールが変わります

退職金にかかる税金は一般の給与とは異なり、特別なルールで計算されるため、基礎から順を追って理解することが重要です。本資料では、所得税と退職所得の基本的な課税ルール、今回の変更点・変わらない点、そしてルール変更の背景までをコンパクトに解説します。

※本資料は分かりやすさを優先するため、正確な法律表現や例外規定を一部省略しています。実務での判断に際しては、税務署や顧問税理士に必ずご確認ください。

①所得税とは

- 収入を得たら、その収入を得るために必要な費用や、一定の金額（控除額）を引いた残り（所得）に税金がかかります（＝所得税）。
- 所得の種類には「給与所得」や「一時所得」など10種類あり、それぞれ控除額の計算方法が異なります。



2026年1月から、退職金を受け取る際の課税ルールが変わります

②退職所得とは

退職金から「**退職所得控除額**」を引き、**残った金額の半分（1/2）※**を「**退職所得**」として扱います

※勤続年数が短い場合など、退職所得金額を1/2にする特例が適用されないことがあります

❑ はぐくみ企業年金から、退職をきっかけに受け取った一時金→「**退職所得**」

❑ **確定拠出年金**（企業型DCやiDeCo）から受け取った一時金→「**退職所得**」

（**実際に退職したかどうかに関わらず**）

※DC＝確定拠出年金 iDeCo＝個人型DC

〈退職所得控除額の計算式〉

勤続20年以下: 勤続年数×40万円 勤続20年超: 800万円＋（勤続年数－20年）×70万円

【計算例】勤続30年の場合 $\underbrace{20年 \times 40万円}_{800万円} + \underbrace{10年 \times 70万円}_{30年 - 20年} = 1,500万円$

〈勤続年数の考え方〉

❑ **実際に勤続した期間**（1年未満の端数は1年に切上げ）

❑ はぐくみ企業年金や確定拠出年金における勤続年数は、「**掛金を拠出した期間**」を勤続年数とみなします

2026年1月から、退職金を受け取る際の課税ルールが変わります

③なにが変わるのか ～「〇〇を受け取った後、△△を受け取る時」のルール変更～

改正前（2025年12月まで）

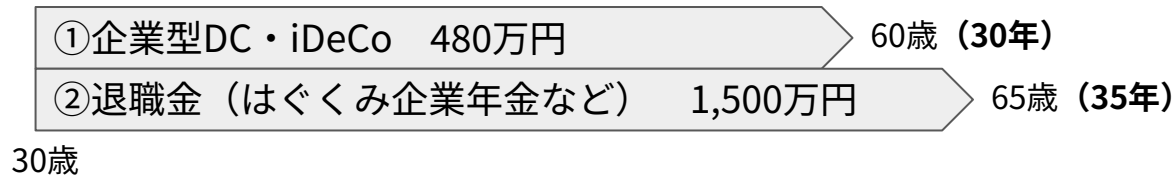
確定拠出年金から一時金を受け取った後、
5年間を経過してから別の退職金を受け取ると、
その両方で退職所得控除額が使える

改正後（2026年1月から）

確定拠出年金から一時金を受け取った後※、
10年間を経過してから別の退職金を受け取ると、
その両方で退職所得控除額が使える

※2026年1月以降に受け取った確定拠出年金分から適用されます。

【事例】 30歳から企業型DC・iDeCoを始め、同時にはぐくみ企業年金もスタート。60歳で企業型DC・iDeCoから一時金を受け取り、65歳の退職時にはぐくみ企業年金から一時金を受け取るケース



改正前（2025年12月まで）

- ① $\{480\text{万円} - (20\text{年} \times 40\text{万円} + 10\text{年} \times 70\text{万円})\} \times 1/2 = 0\text{円}$
② $\{1,500\text{万円} - (20\text{年} \times 40\text{万円} + 15\text{年} \times 70\text{万円})\} \times 1/2 = 0\text{円}$

退職所得控除額を①②ともフル活用
→退職所得はゼロ＝課税額もゼロ

改正後（2026年1月から）

- ① $\{480\text{万円} - (20\text{年} \times 40\text{万円} + 10\text{年} \times 70\text{万円})\} \times 1/2 = 0\text{円}$
② $\{1,500\text{万円} - (\underbrace{1,850\text{万円}}_{20\text{年} \times 40\text{万円} + 15\text{年} \times 70\text{万円}} - 480\text{万円})\} \times 1/2 = 65\text{万円}$

①企業型DC・iDeCoで使った控除額（年数）は差し引く
→②で65万円の退職所得に税金がかかるようになる

2026年1月から、退職金を受け取る際の課税ルールが変わります

④なにが変わらないのか

ほとんどの制度・ルールは今までとおりです

確定拠出年金をしていない人には、**まったく影響がありません**

確定拠出年金から受け取る一時金に対する税金の計算方法には、**まったく変更がありません**

2025年12月までに確定拠出年金から一時金を受け取った後の、**別の退職金の計算方法は、今までとおりです**

はぐくみ企業年金（確定給付企業年金）や法人独自の退職金、中退共、福祉医療機構や社会福祉協議会が実施する退職手当制度等、**確定拠出年金制度以外**から受け取る退職金（一時金）**同士**にかかる課税ルールは、**まったく変更がありません**

2026年1月以降に確定拠出年金から一時金を受け取ったとしても、**今回の変更で影響が出るのは、別の退職金を2031年1月以降に受け取る場合**です

2026年1月から、退職金を受け取る際の課税ルールが変わります

⑤このルール変更はなんのため？

退職所得の本来の趣旨

そもそも退職所得は、長期勤続の後払い的な性格を持ち、退職後の生活資金にあてることが想定されています。

そのため、大きな税制優遇が図られています。



【原則】退職所得控除額は「ひとつの勤続年数に対して一回限り適用する」

従来 of 制度の問題点

※DC＝確定拠出年金

DCから一時金を受け取った後、「**4年以内**」に別の退職金を受け取った場合

別の退職金を先に受け取った後、「**19年以内**」にDCから一時金を受け取った場合

これらのケースでは、すでに退職所得控除額は「ひとつの勤続年数に対して一回限りしか使えない」ルールになっている。

→退職所得控除額の「**二重計上**」防止のため

DC一時金を60歳で受け取り、退職金を65歳以降に受け取るケースが増加してきたこともあり、税負担の公平性を図る観点から、改正が行われることになりました。